

令和 2 年

亀山市教育委員会第 3 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第3回臨時会会議録

1. 日 時

令和2年3月30日（月）午後4時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第7会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	太 田 淳 子
2番委員	若 林 喜美代
3番委員	大 萱 宗 靖
4番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 報告

教育長 令和2年3月亀山市議会定例会において、宮村由久氏を教育委員として任命することへの同意をいただき、再任が決定しましたので報告させていただきます。就任にあたりご挨拶をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(宮村委員挨拶)

8. 議席の決定について

教育長 事項書2「議席の決定について」ですが、委員の改任があったため亀山市教育委員会会議規則第3条第1項に基づき、議席の決定をするため、くじ引きを行います。

総務課長 くじ引きの順番は現在の議席番号順に行わせていただきます。宮村委員につきましては最後をお願いします。

1 番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

2 番委員 (若 林 喜美代 委員)

3 番委員 (宮 村 由 久 委員)

4 番委員 (太 田 淳 子 委員)

(議席番号順に着席)

9. 教育長職務代理者の指名について

教育長 教育長職務代理者の指名について、事務局の説明を求める。

総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故がある時、または教育長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員がその職務を行う、とあります。また、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項において、教育長は教育委員会の会議において、教育長または委員の改選ごとに職務代理者を指名するものと規定しています。これに基づき、教育長より職務代理者の指名を行います。

教育長 教育長職務代理者に、宮村由久委員を指名します。

宮村委員 皆さんの同意をいただけるのであればさせていただきます。
教育委員 よろしくお願ひします。
(辞令交付)

10. 会議録署名者指名

1番委員 (大 萱 宗 靖 委員)

2番委員 (若 林 喜美代 委員)

11. 会議録の承認 (2月定例会、第2回臨時会)

承認

12. 議事

教育長 議案第23号「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」を上程し、事務局の説明を求めらる。

教育部長 議案第23号、議案第24号、議案第25号につきまして、まとめて提案させていただきます。「亀山市学校運営協議会を設置する学校の認定について」議案第23号は、亀山西小学校、議案第24号は井田川小学校、議案第25号は中部中学校の認定についてです。提案理由につきましては、亀山市学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、亀山市立亀山西小学校、亀山市立井田川小学校、亀山市立中部中学校を令和2年4月1日付けで、亀山市学校運営協議会を設置する学校に認定することにつきまして、委員会の議決を求めらるものです。詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明します。

学校課長 (学校課長詳細説明)

教育長 何かご意見等ありますか。

大萱委員 中部中学校のPTA代表の部分が埋まらっていないとのことだが、決まらってから報告があるのか。

学校課長 学校運営協議会を設置する学校に認定するところまでを本日決めていただきます。メンバーにつきましては4月に委嘱する場がありますので、そこで個別に認めていただくこととなります。

- 太田委員 前までは運営協議会の設置を決めるにあたっての資料の中に校長の意見書は付いていなかったように思うが、今年度から付ける経緯となったのか、それとも意図があつて付けたのかお聞きしたい。
- 学校課長 これはこれまでも委員委嘱を行うときの資料となっていました。本来は校長からの意見書を受けて、認定をするものですので、今回は、意見書そのものを添付したものです。
- 太田委員 これまでは小規模校で進めやすい学校だったので意見書がなくても済んでいったのかと思った。今年度からは大規模校の認定となり必要となってきたのかと思い質問しました。何もないのであればいいです。5ページの亀山西小学校の13名の中に、これまで活躍されてきた地域の方々がいらっしゃるが、この中で校長や園長の枠がないのは、地域の方々の意見でこのような形となったのか。そもそも教育委員会側として教育委員会が必要と求める者でもなく、お任せした状態で進んだのか伺いたい。
- 学校課長 校長、園長を入れるかどうかにつきましては、特に決めているものではありません。15名以内という制限がある中で、それぞれの学校でどのような立場の方を入れるかを決定しています。
- 太田委員 今後、中学校の校長を入れてはどうですか、といった助言もしないということですか。
- 学校課長 中学校の校長を入れるかどうかについては、学校によりばらつきがあります。この先、例えば亀山中学校が立ち上げる時に、校区の小学校の校長を入れるとなると、15名のうち小学校長の枠が多くなり、その分地域の方々の枠が減る状況も出てくると思いますので、特に校長を入れなければならないということは言えないかと思っています。
- 太田委員 中学校については、亀山西小学校と亀山東小学校との色も違うので、校長がどのようなコミュニティ・スクールを作っていくのかを中学校の先生は把握する必要があるかと思うので意見を言いました。基本的に委員の方々が進めていかれることですので今後の様子を見ていきたいと思っています。あと、亀山西小学校の会則の中で、12条に「児童等から意見を直接把握する機会を設け」と記載されており、これは他の学校にはなかったと思います。これについて亀山西小学校の運営協議会は強い思いがあつたのだと

思うが、どのようなことをしていくのか聞いていますか。

学校課長

確かにこの部分は亀山西小学校の特色であろうかと思えます。委員が定期的に参観をすることについての具体的に回数や時期は把握していません。

太田委員
教育長

情報としていただけるのであればまたの機会に教えてください。校長のことにしても第12条のことにしても、全て受け流して追認していくような場になっているような気がしている。学校、校長が出してきたものを全て認めるのでいいのかどうか。

太田委員

会則の趣旨として、協議会の人たちは一定の責任や権限を持つてすべきではないのかと思っている。今回3校とも意見、特色を出しているにもかかわらず、権限や一定の責任から外れ、教育委員会の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等による学校運営への参画、支援に収まる、弱いものにしたのだという印象を受けた。これまでの認定校であったような一定の責任を与えられるようなものをイメージしていたので、西小学校のように特色があるなら、ある程度権限と責任を持ってしていただいたらどうかと思った。今後見守っていきたいと思います。

宮村委員

亀山西小の運営協議会に中学校長が入っていない。亀山中学校の場合には小学校長が多くなるからという理由でしたが、太田委員の言われることはごもつともだと思う。規則を見ると15名以内となっており、確かに課長が言われることも分かるが、必要なら15名の枠外に参画できるように亀山市学校運営協議会規則を改正してはどうかと思う。運営協議会がある程度立ち上がってきたので、再度原点に戻り検討してもよいのではないか。

学校課長

確かに規則を基に進めていますので、現状を踏まえ検討していく必要があるのではないかと感じました。

太田委員

今すでに始まっている加太小学校や川崎小学校は趣旨をどのように書いているか分かりますか。運営協議会の会長が一定の権限を持っているような印象があるので。本来であれば、これから行う学校は運営協議会の代表が学校に関わっていこうとする方でないと厳しいのではないかと思います。亀山西小学校については、運営協議会の方が熱心だと聞いており、校長と横並びとまでは言わないがある程度の権限と責任を持ち、意見を反映できるような形にしていくことを望んでいます。

学校課長 それぞれの学校の会則につきましては、市の学校運営協議会規則の第2条を持ってきている形を取っています。

学事GL 川崎小学校につきましては、目的とし、川崎小学校学校運営協議会は、「保護者や地域、住民等が一定の権限と責任を持って行う学校経営の積極的な参画、支援及び協力を促進し、その意向を学校経営に適切に反映させることにより教職員を中心に保護者や地域住民に開かれた信頼される学校づくりをするよう推進することを目的とする」としています。

教育長 趣旨は無いのか。

学事GL 川崎小学校は趣旨が目的にあたり、目的が趣旨にあたるような小見出しが付けてあります。

川崎小学校は、趣旨として、第1条に、この会則は亀山市学校運営協議会規則第14に基づき必要な事項を定める、という目的にあたるものが明記され、目的に趣旨にあたるようなものが書かれています。

教育長 川崎小学校、加太小学校以外は、市の学校運営協議会規則と同様、亀山市教育委員会及び校長の権限及び責任の下、となっている。つまり、教育委員会と同様に権限及び責任があると太田委員は言ってみえると思うが、逆にそれでよいのか。川崎小学校や加太小学校には、教育委員会と同調に権限があるということは記載されているのか。

学事GL 教育委員会と学校長にという表記はありません。

教育長 もう一度読むと、一定の権限を保護者や地域住民に置いていることが分かる。

大萱委員 亀山市学校運営協議会規則というのは、川崎小学校、加太小学校が運営協議会を作った後に出来たものなのか。

教育長 一部変更はある。目的や趣旨を書く位置は事務的なことかと思うが、権限や責任の部分の内容がここまで大きく変わるのか。

学事GL 表記につきましては、亀山市学校運営協議会規則の表記を持ってきていると考えられますので、修正を協議していきたいと考えます。

教育長 規則、会則を準備会でしっかり練り上げ、年間行事予定も委員の推薦も固める。そのための1年間の準備会だと思う。したがって教育委員会も尊重しようと考えているが、違いが大きすぎる。

市の規則を見ていただくと、第5条に意見の申出とあり、その2に人事案件について意見を述べる事が出来るとなっているが、これをあえて載せているのは加太小学校のみです。これは極めて大きいことで加太小学校に次ぐ学校、川崎小学校等の人事には口を挟みたくないという意思表示といえる。このように1つ1つを吟味、審議されているのかどうか。学事教職員グループリーダーはどちらに修正の要請をかけると言ったか。川崎小学校、加太小学校と修正の協議をしていくのか、他の学校と協議するのか。

学事GL 趣旨に関しては、川崎小学校、加太小学校にある一定の権限と責任を持つての方に修正していこうと思っています。

教育長 亀山市の学校運営協議会規則と違うがどうしてか。

学事GL 確認をしていこうと思います。

教育長 確認をした結果、この部分に関してそれぞれの学校でバラバラなのはどうか。

宮村委員 あくまで市の学校協議会規則が第一優先であると思うので、それぞれの学校運営協議会が出そろってきたので、再度見ていただきたい。規則に則っていないとおかしいので点検していただき、規則の方向になっていくよう調整するという事でいかがか。

太田委員 西小学校の権限という部分を外しておきながら、児童の意見を反映させるという言葉が気になります。子どもの意見の何を聞くのかと思う。先生について、授業のやり方についての意見を反映させていこうということがあるのかと思うが、そうするとそれは人事ではないのか。そのような話でなかったのであればよいのですが。

教育長 第12条は、子どもたちの生活の様子や学習の様子を知らずに言ってもいけないので、参観等を行う。加えて児童等から意見を直接把握する機会を設ける。一般的に児童、保護者、地域住民へのアンケートということであり、児童会役員等から意見を聞くのだと思う。学校を良くしていくにはどうしたらよいかといった意見を聞くのかと思う。新たに入れられた部分なので、太田委員の言われるように見守っていく必要はある。4月になると2年経過する学校から意見書が上がってくる。

学事GL 委員の任期は2年ですが、2年ごとに学校運営協議会設置の認定を繰り返すということではありません。委員の認定はあります。

教育長 議案としてですか。

学事G L 議案です。

教育長 今上がってこないのはなぜか。

総務G L 現時点では委員のメンバーが固まっていないため、4月の議案で専決事項として上がってくると聞いております。

教育長 委員は決まっていないが、教育委員会で議決されなければ立ち上げ式が行えないため、今回、認定についての議案が上がってきているということですね。

総務G L そうです。

教育長 ほかに質問はありますか。

若林委員 14ページの第7条の一番下の行は、3ではなく2ではないか。修正させていただきます。

学校課長 17ページの委員の中に法律事務所の方が有識者ということで上がっていますが、どういう経緯、役割で入られたのか、分かれば教えてください。

若林委員 ととても心強いと思います。

教育長 事前に尋ねていた件の明確な答えをお願いしたい。井田川小学校と中部中学校はまちづくり協議会代表と明記されていますが、西小学校だけまちづくり協議会代表ではなく、住民代表となっている。これはどのような違いがあるのか。

学事G L 西小学校区の5つのまちづくり協議会に所属している方ですが、他の学校と違い、役員、会長等の職にある方ではありません。また、まちづくり協議会から推薦を受けてという形ではありませんが、これまで学校運営に関わっていただいていた各地域の方を地域代表という形で選出をしています。各地区の住民代表の方々はまちづくり協議会においても積極的に学校の情報を発信していただいたり、地域の会議で得た情報を学校運営協議会の場で共有されたりしていることも確認しています。それぞれ1学校区に1つのまちづくり協議会の所があれば多くのまちづくり協議会がある学校もあります。まちづくり協議会と学校の関係というのも、異

なっていますので、西小学校としては各地域とこのような形で繋がっていきたいということで委員の選出を行っています。

教育長 「城西地区住民」とするのでいいかと思うが、「代表」となっているの、学校運営に関わっての城西地区の代表者ということでもいいのです。城西地区まちづくり協議会は認知しているのか。

学事G L まちづくり協議会から推薦を受けていたり認知されていたりする状況ではありません。

教育長 先ほど、まちづくり協議会でも学校の情報を発信し、学校運営協議会で地域の会議で得た情報を共有していると言わなかったか。

学事G L 今後、その役目を果たしていただく予定です。

教育長 認知をされていない方が今後入っていくのか。まちづくり協議会では入っていくことは了解されているのか。それぞれの熟度、多様性があるので、全てが同じようにはいかないと思うが、代表と付いているのでどうなのかと思う。城西地区住民で留めたらよいのかと思う。

太田委員 この地区の何かの代表になっている方だと思っていたが、2の区分で今後1から5番の方々が今後もされていくのであればよいが、交代するときには代表でもない方がしていくという運営協議会の委員の選出は違和感がある。

教育長 教育委員会は簡単に認めていくことにはならない。教育委員会、学校運営協議会を置こうとするときは対象学校の校長、児童、生徒、幼児の保護者、地域住民の意見を聞くものとなっている。保護者、地域住民はどのような意見を持っているのか、聞かずして置くことは出来ない。

太田委員 今後考えていただければいいし、会則について駄目だというつもりもないし、もう少し詰めていただくとよいと思う。見守っていきましょうと思っています。

教育長 亀山西小学校の熱は私にも伝わってくる。12回の学校運営協議会が開催予定となっている。他校は6回、7回です。

学事G L 月1回の開催は西小学校の特色の1つであり、子どもたちを中心に保護者や地域の方々と情報や課題を共有することで学校、保護者、地域との信頼関係を築いていきたいとの思いから月1回の定例化としたと聞いています。初年度ですので、1年間取り組んでみて、必要に応じて見直しもあるかもしれません。

- 教育長 教職員の働き方については少し心配をしています。
- 大萱委員 委員は専決でしたら決まってから上がってくるので何も言えない。仕方ない部分もあるが、意見書という形で校長から委員のメンバーが出されているが、この中でも勤務先、職名等とある。井田川小学校は職名の記載がなく、中部中学校は勤務先も記載がない。専決で行くのであれば統一したきちんとした書類を出していただきたい。
- 宮村委員 運営協議会が発足していつているが、原点、この亀山市学校運営協議会規則に戻って行くべきであり、この中でも、地域住民に開かれた学校、地域住民と信頼関係を作るという趣旨がある訳です。地域に住んでいる方が自薦のような形で出てきているのはこの趣旨からいくとおかしい気がする。これまであまり深く議論されていなかったが、原点に戻り見直す必要がある。教育委員会がこうしてほしいというものをこの規則だけではなく、教育長が必要なことに関しては定めるとあるので、規則の改正をし、趣旨を各学校に徹底し、見直すことが必要だと思う。川崎小学校は規則から少し外れているのではないかという気がした。むしろ、今回発足する3校については亀山市学校運営協議会規則に則り、趣旨、目的は抑えていると思う。川崎小学校は緩やかになりすぎている気がするので、教育委員会が、どうあるべきかということを通知してはどうか。
- 大萱委員 今回はこの亀山市学校運営協議会規則にあった形となっていますね。
- 教育長 規則については、学校運営協議会に一定の権限を持たせる方向性にはある。
- 宮村委員 各学校で創意、工夫があるが、教育委員会が、絶対に会則通りにすべきだというものがあれば、教育長の通知等で徹底すべきだろうと思う。西小学校の件だが、まちづくり協議会等地域と連携が取れていなければ、今後うまくいかないと思うので、教育委員会は、地域の代表であるかを学校に聞くべきだと思う。
- 大萱委員 各自治会のまちづくり協議会の会長に校長が話をしに行き、良いと言われるのであればいいのではないかな。
- 学校課長 推薦を受け、了解を得て代表となり得るということですね。
- 教育長 推薦を受けていることが望ましい。

宮村委員 西小学校はそのように解釈をしていないのではないか。学校と教育委員会の関係の中で、教育委員会が責任を持ってやろうというのであれば、徹底して、代表とは承認を得た方とすることとしていかなければならない。まちづくり協議会、地域との連携を行うにあたり、信頼関係を深めていくために必要だと思う。代表が話し合ったことを地域へ持ち帰り伝えていかなければならない。

大萱委員 教育長が言われた第3条の3については、全員には聞けないため、会長に聞くのが一番良い。

宮村委員 他の学校はまちづくり協議会代表となっているがよろしい訳ですか。

学校課長 そこは推薦をされています。

教育長 井田川小と中部中のみ可決としてよいか。

学校課長 西小学校につきましては立ち上げ式が10日にあります。

教育長 3、4日のうちにまとまり専決という流れになるかと思う。または、第3条の3で、住民の意見をまとめて校長から出してもらおうとかになるかと思う。その後、私に一任していただいてよろしいか。

教育委員 はい。

教育長 今後規則等のあり方について再度検討し、各学校の運営協議会にも確認や調整作業をし、趣旨や目的については、各学校と上手く調整していただきたい。
(議案第23号、24号、25号は可決される。)

教育長 議案第26号「亀山市少人数教育推進教員取扱規程の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第26号、議案第27号につきましては、本年4月1日からの会計年度任用職員制度の創設に伴う取扱規程の一部改正ですので合わせて提案させていただきます。議案第26号「亀山市少人数教育推進教員取扱規程の一部改正について」、議案第27号「亀山市小学校複式学級解消教員取扱規程の一部改正について」、提案理由としましては、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、取扱規程を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明します。

学校課長 (学校課長詳細説明)
(質問はなく、議案第26号、27号は可決される。)

13. 報告事項

教育長 報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る春季休業期間中の取り扱い及び学校再開等について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

教育長 何か質問はありますか。

大きな流れとしては、密閉、密集、密接の3条件が重なりあうことは危険であるため、市として市のイベントは4月19日までは中止または延期とする。したがって亀山西小学校の授業参観やPTA総会は17日なので、しない方向になるということですね。

学校課長 そうなると思います。

教育長 市の方針が伸びる可能性もありますので、授業参観や総会を行ってしまわないように学校に連絡してください。3条件が重なることを避けるということで学校規模に応じて違います。入学式も在校生の参加は学校規模に応じて判断いただく。PTA総会が出来る学校もあるかもしれませんが、ただ、38ページのその他の学校行事等でPTAの行事も同様と思いますが、今ははっきりしているのは1年生を迎える会等の集会の実施は見合わせるということ。遠足や運動会は延期を想定しておくとなっております、中止にすると言い切っている訳ではありません。

宮村委員 入学式は予定通り告辞を読むこととなっておりますがよろしいですね。来賓は見合わせるということによろしいですかね。

教育長 教育委員会は来賓ではありません。学校によっては告辞の内容を校長が紹介する学校が複数あったと聞いていますので告辞は読もうと思っており、校長会では伝えてあります。

宮村委員 入学生、幼稚園についてはさらに小さい入園生がおり、どうかという気がした。

教育長 幼稚園について、卒園式は教育委員さんも参加いただくことになっていましたが、結果として私と部長で2園ずつ回りました。幼稚園の入園式を見合わせることは考えていません。

大萱委員 市のイベントが中止、延期されるのは19日までか。

教育長 とりあえずそうです。亀山市立学校なので市のイベントに準じることとなるし、再開ガイドラインにも書かれていることです。40ページに授業のやり方まで明記しています。国のガイドラインに沿った形の対応です。給食も向かい合って食べないとしています。

大萱委員 学校運営協議会立ち上げ式等もこのままではしない方向か。

教育長 出席人数にもよります。

大萱委員 どう判断するのか。

教育長 1～2メートル以上離れることが可能かということです。

大萱委員 入学式、始業式等もそうなるのか。

教育長 その他の学校行事等のところで集会活動の実施については見合わせるとなっている。

大萱委員 してはいけないというのであれば、はっきりしないとするべきである。1～2メートル以上離ればしてもよいということか。分かりにくい。

教育長 臨時校長会で質問もありましたし、説明をしています。

大萱委員 きちんと説明が必要だと思ったので。

教育長 加太小学校なら全体で行えるということです。

大萱委員 それは1～2メートル以上離れることができるからか。それだけの理由か。

教育長 換気やマスクの着用、密閉、密接をなくすことです。

大萱委員 そして体育館等で1～2メートル取れたらよいということですね。学校長の判断ということか。

教育長 そうです。なかなかできるものではないとは思う。

大萱委員 1～2メートルの間隔が取れたとしても、しないという判断もある訳ですね。

教育長 はい。

大萱委員 学校長に言ってもらってあるならいいです。

太田委員 亀山市内の学校で、生徒や保護者が感染した場合、その学校だけ休校になるのか。亀山市全体になるのか。

教育長 現在は決まっていません。特にイベント等については対策本部会議で決めることですので、学校だけ特別扱いにはならない。鈴鹿保健所管内で感染者が確認されていない状況であることから学校再開を行うとしています。濃厚接触者であろうと出たら即対策

を取るということです。

入学式については行うことでよいか。

若林委員 このまま行うという方向で、感染者等が出たらなしとすること
でどうか。

教育委員 はい。

教育長 報告事項2「いじめ重大事態に関する調査報告について」説
明を求める。

学校課長 (学校課長詳細説明)
(質問はなく報告を終わる。)

12. 閉会

午後6時30分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員